

別表第3 敷地内緑化基準

1 緑化面積

- (1) 緑化面積は敷地面積の100分の2以上を確保し、接道部に重点を置いた配置とすること。

2 緑化の原則

- (1) 土壌、日照条件など樹木等の生育する環境を十分備えていること。
- (2) 高木及び中木、低木を組み合わせることで量感と連続性のある緑化に努めること。
- (3) 既存の樹木は、可能な限り現状で保存すること。

3 緑化面積算定基準

(1) 樹木1本あたりの緑化面積

- ① 高木（植栽時で高さ2m以上、成木で樹木の高さが3mを超えるもの）3.5㎡
- ② 中木（植栽時で高さ1m以上、成木で樹木の高さが1.5mを超え3m以下のもの）1.5㎡
- ③ 低木（植栽時で高さ0.3m以上、成木で樹木の高さが1.5m以下のもの）0.5㎡

(2) 生け垣の緑化面積

「幅0.6m×長さ」で得た数値を、緑化面積とする。

(3) 区画された土地の緑化面積

縁石等で区画した植え込み地を設ける場合、高木、中木、低木とツル植物、地被植物、草花等を組み合わせる時は、植え込み面積を緑化面積とする。